

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、手書きで記載された「知事への手紙」の年代、職業及び提案内容のすべて（タイトルを含む。以下同じ。）については開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成20年5月2日に、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「知事への手紙（一筆啓上）平成19年度分直近の次の内容の各2件 A保健・福祉・医療 B教育・文化・スポーツ C行財政改革・分権の3分野及び当該公文書収受・起案を含め対応措置の経緯の分かる文書のすべて（各2件の再直近のもので可）」について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

- (1) 「保健・福祉・医療」分野の「知事への提案」の写し
 - イ 2008年3月13日付け（受付番号681）（1枚）
 - ロ 2008年3月10日付け（受付番号675）（1枚）
- (2) 「教育・文化・スポーツ」分野の「知事への提案」の写し
 - イ 2008年3月30日付け（受付番号708）（1枚）
 - ロ 2008年3月1日付け（受付番号657）（1枚）
- (3) 「行財政改革・分権」分野の「知事への提案」の写し
 - イ 2008年3月19日付け（受付番号694）（1枚）
 - ロ 2007年7月25日付け（受付番号232）（1枚）
- (4) 「保健・福祉・医療」分野の処理に関する文書
 - イ 関係機関への送付等に関する文書（2枚）
 - ロ 関係市町村への送付に関する文書（2枚）
 - ハ 各部局主管課への送付に関する文書（2枚）
 - ニ 担当部局主管課への送付に関する文書（4枚）
 - ホ 提案者あて送付に関する文書（7枚）
- (5) 「教育・文化・スポーツ」分野の処理に関する文書
 - イ 関係機関への送付等に関する文書（2枚）

- ロ 各部局主管課への送付に関する文書（２枚）
 - ハ 担当部局主管課への送付に関する文書（２枚）
 - ニ 担当部局主管課からの送付に関する文書（３枚）
- (6) 「行財政改革・分権」分野の処理に関する文書
- イ 関係機関への送付等に関する文書（２枚）
 - ロ 各部局主管課への送付に関する文書等（３枚）

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成20年5月20日に、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、提案等をした者の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、家族の状況、病状、個人の筆跡等が記載されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害されるおそれがあるものであるため。

- 3 異議申立人は、平成20年6月10日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

宮城県当局は、本件処分で、条例第8条第1項第2号に該当するとして相当部分を非開示としたが、その非開示部分はあくまでも法、条例の目的、主旨に添う最小限の範囲にとどめられ、本件に関しては当該文書提出者の氏名、住所等個人情報にあたる部分のマスクングは止むを得ないとしても、他の情報は開示されてしかるべきであろう。

特に今回開示されたもののうち「No694」のごときは、行政に求められる透明性と説明責任の主意からしても、その秘匿性は決して許されるものではない。全国的には情報公開行政の雄とされる宮城県として、そ

の行政の重大な責任である透明性を犠牲にしてまでも、この隠ぺいを貫くことがはたして許されるのか、その対応と姿勢は厳しく問われるのではなからうか。本件開示請求に関し、限定される非開示部分を除き、速やかに開示されるよう、ここにあらためて強く求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、提案等を提出した者の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、家族の状況、病状、個人の筆跡等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、また、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであるため、条例第8条第1項第2号本文に該当するものである。

2 異議申立人が異議申立ての理由の中で述べている「No694」について

「No694」の文書は、平成19年度受付番号694「改革について」というタイトルの意見である。この文書と他の文書とは、前者が手書き、後者が活字であるという点での相違があり、この文書については、個人の筆跡部分が条例第8条第1項第2号本文に該当するため、それ以外の用紙の下部の丸囲み部分のみを開示相当部分と判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、知事への提案「明日のみやぎに一筆啓上！」に寄せられた提案、意見等及びそれらの収受以後の一連の処理文書であり、具体的には異議申立人が開示請求した3分野（保健・福祉・医療 教育・文

化・スポーツ（行財政改革・分権）の提案，意見等各2件及び当該3分野のうち各々1件の処理一覧表，知事返信案，知事返信文書（写）等の一連の処理文書である。

3 条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」を非開示事由として規定している。また，条例第3条第1項後段は，実施機関に対し，個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮を義務付けている。

しかし，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報の中にも，例外的に開示すべき情報があり，条例第8条第1項第2号ただし書は，「イ 法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については，同号本文に該当する場合であっても，行政文書を開示しなければならない旨を規定している。

以下において，本件行政文書の非開示部分が，条例第8条第1項第2号に該当するかどうかについて，審査会においてインカメラ審理した上で個別に検討する。

(1) 「保健・福祉・医療」分野の「知事への提案」の写し（2008年3月13日付け（受付番号681）及び2008年3月10日付け（受付番号675））

当該文書において非開示とされているのは，提案者の氏名，郵便番号，住所，電話番号，電子メールアドレス及び提案内容のうち提案者に関する情報（配偶者の状況，子どもの状況，提案者の病状，提案者の知人の氏名及び居住地，提案者の居住地等）である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

- (2) 「教育・文化・スポーツ」分野の「知事への提案」の写し（2008年3月30日付け（受付番号708）及び2008年3月1日付け（受付番号657））

当該文書において非開示とされているのは、提案者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス及び提案内容のうち提案者に関する情報（提案者の志向、子どもの状況、提案者の居住地の状況等）である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

- (3) 「行財政改革・分権」分野の「知事への提案」の写し

イ 2008年3月19日付け（受付番号694）

当該文書において非開示とされているのは、提案者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、年代、職業及び提案内容のすべてである。

これらの情報のうち、提案者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号については、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

その余の情報については、審査会において検討したところ、同号本文に該当するとは認められなかった。

実施機関は、これらの情報を非開示とする理由について、「この文書と他の文書とは、前者が手書き、後者が活字であるという点での相違があり、この文書については、個人の筆跡部分が同号本文に該当するため、それ以外の用紙の下部の丸囲み部分のみを開示相当部分と判断したものである。」と説明する。

しかしながら、特定の個人を識別することができるかどうかについては、当該個人の関係者以外のいわゆる一般人からみて判断すべきであるが、通常、一般人が筆跡から特定の個人を識別することはできないと考えられることから、実施機関の説明は採用できない。

したがって、非開示とされた当該記載については、同号に該当するとは認められず、開示すべきである。

ロ 2007年7月25日付け（受付番号232）

当該文書において非開示とされているのは、提案者の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレスである。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(4) 「保健・福祉・医療」分野の処理に関する文書

イ 関係機関への送付等に関する文書

当該文書は、実施機関の担当者が起案した2008年3月13日に受け付けた「知事への提案」の処理の伺い（知事への提出、関係機関への送付）に関する文書に、「知事への提案」の写しが添付されたものである。

このうち、「知事への提案」の写しは、上記(1)の文書（2008年3月13日付け（受付番号681））と同様のものであり、判断は上記(1)で述べたとおりである。

それ以外において非開示とされているのは、提案者の氏名及び提案者の居住地に関する情報である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

ロ 関係市町村への送付に関する文書

当該文書は、実施機関の担当課が、「知事への提案」の内容に係る市町村の担当部署に対し、「知事への提案」の写しを送付した文書である。

このうち、「知事への提案」の写しは、上記(1)の文書（2008年3月13日付け（受付番号681））と同様のものであり、判断は上記(1)で述べたとおりである。

それ以外において非開示とされているのは、送付先（提案者の居住

地に関する情報)である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

八 各部局主管課への送付に関する文書

当該文書は、実施機関の担当者が、「知事への提案」の内容に係る各部局の主管課の担当者に対し、2008年3月13日に受け付けた「知事への提案」の一覧表を送付した文書である。

当該文書において非開示とされているのは、提案者の居住地に関する情報である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

二 担当部局主管課への送付に関する文書

当該文書は、実施機関の担当者が、「知事への提案」の内容に係る部局の主管課の担当者に対し、「知事への提案」の写し及び提案者に対する回答を送付した文書である。

このうち、「知事への提案」の写しは、上記(1)の文書(2008年3月13日付け(受付番号681))と同様のものであり、判断は上記(1)で述べたとおりである。

それ以外において非開示とされているのは、提案者の居住地、氏名及び子どもの状況である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

ホ 提案者あて送付に関する文書

当該文書は、実施機関が「知事への提案」の提案者に対して回答を

行った一連の文書である。

当該文書において非開示とされているのは、提案者の居住地、氏名、子どもの状況、住所、郵便番号及び電子メールアドレスである。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(5) 「教育・文化・スポーツ」分野の処理に関する文書

イ 関係機関への送付等に関する文書

当該文書は、実施機関の担当者が起案した2008年3月31日に受け付けた「知事への提案」の処理の伺い（知事への提出、関係機関への送付）に関する文書に、「知事への提案」の写しが添付されたものである。

このうち、「知事への提案」の写しは、上記(2)の文書（2008年3月30日付け（受付番号708））と同様のものであり、判断は上記(2)で述べたとおりである。

それ以外において非開示とされているのは、提案者の氏名、志向及び居住地に関する情報である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

ロ 各部局主管課への送付に関する文書

当該文書は、実施機関の担当者が、「知事への提案」の内容に関係する各部局の主管課の担当者に対し、2008年3月31日に受け付けた「知事への提案」の一覧表を送付した文書である。

当該文書において非開示とされているのは、提案者の志向及び居住地に関する情報である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当

である。

八 担当部局主管課への送付に関する文書

当該文書は、実施機関の担当者が、「知事への提案」の内容に関する部局の主管課の担当者に対し、「知事への提案」の写しを送付した文書である。

このうち非開示部分があるのは「知事への提案」の写しのみである。

当該文書は上記(2)の文書(2008年3月30日付け(受付番号708))と同様のものであり、判断は上記(2)で述べたとおりである。

二 担当部局主管課からの送付に関する文書

当該文書は、実施機関の担当者に対し、「知事への提案」の内容に関する部局の主管課担当者が、「知事への提案」に対する対応案を送付した文書である。

当該文書において非開示とされているのは、提案者の志向及び居住地に関する情報である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(6) 「行財政改革・分権」分野の処理に関する文書

イ 関係機関への送付等に関する文書

当該文書は、実施機関の担当者が起案した2008年3月19日に受け付けた「知事への提案」の処理の伺い(知事への提出、関係機関への送付)に関する文書に、「知事への提案」の写しが添付されたものである。

このうち、「知事への提案」の写しは、上記(3)イの文書と同様のものであり、判断は上記(3)イで述べたとおりである。

それ以外において非開示とされているのは、提案者の氏名及び居住地に関する情報である。

これらの情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

ロ 各部局主管課への送付に関する文書等

当該文書は、実施機関の担当者が、「知事への提案」の内容に係る各部局の主管課の担当者に対し、2008年3月19日に受け付けた「知事への提案」の一覧表を送付した文書及び担当課の対応案に関する文書である。

当該文書において非開示とされているのは、提案者の居住地に関する情報である。

この情報は、提案者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関が、本件行政文書について、手書きで記載された「知事への手紙」の年代、職業及び提案内容のすべてを非開示としたことは妥当ではない。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第6 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年	月	日	処	理	内	容
20	6	27	諮問を受けた。(諮問第185号)			
20	11	19	事案の審議を行った。			
(第274回審査会)						
20	12	17	事案の審議を行った。			
(第275回審査会)						
21	1	13	事案の審議を行った。			
(第276回審査会)						
21	2	3	事案の審議を行った。			
(第277回審査会)						

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	
布 田 勉	学識経験者	会長職務代理者
馬 場 亨	法律家	会長
森 山 博	法律家	
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

(平成21年 2月25日現在)